東成区教育会議傍聴要領

(目的)

第1条 この要領は、東成区教育会議(以下「教育会議」という。)の傍聴に関して 必要な事項を定める。

(傍聴の手続き)

- 第2条 傍聴を認める定員は、5名とする。
- 2 会議を傍聴しようとする者は、受付を済ませ、区役所職員の指示に従い入室し、 傍聴席に着席しなければならない。
- 3 傍聴の受付は、会議開始予定時刻の 30 分前から先着順で行い、会議開始予定時 刻の5分前又は定員になり次第受付を終了する。
- 4 受付開始時において定員を超えている場合は、くじにより傍聴者を決定する。
- 5 傍聴者には、原則として教育会議委員に配布する会議資料と同じものを配布する ものとする。ただし、教育会議が公開すべきでないと認める事項に関する資料及び 法令集等大量に準備できないなど、相当な理由があると認められるものについては この限りではない。

(報道機関の特例)

- 第3条 報道機関の傍聴については、必要に応じて記者席を設けるものとする。
- 2 報道機関から取材等の申し入れがある場合は、会議の進行に支障が出ない限りに おいて、会場内の写真撮影、録画及び録音を認めるものとする。

(傍聴することができない者)

- 第4条 次の各号に該当する者は、傍聴することができない。
 - (1) 酒気を帯びている者
 - (2) 危険物を携帯している者
 - (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
 - (4) はち巻き、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し又は携帯している者
 - (5) 楽器、ラジオその他音声を発する機械類を携帯している者
 - (6) 前各号に定めるもののほか、議事を妨害し又は人に迷惑を及ぼすなど、会議 の公正かつ円滑な運営を妨げるおそれがあると認められる者
- 2 児童及び乳幼児は傍聴席に入ることができない。ただし、保護者が同伴する場合 はこの限りではない。

(傍聴者の守るべき事項)

- 第5条 傍聴者は傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。
 - (1) 会議開催中は静かに傍聴することとし、会議場における言論に対し、発言、 拍手、その他の方法により公然と賛否若しくは意見を表明しないこと。
 - (2) 飲食又は喫煙をしないこと。

- (3) みだりに席を離れ又は不体裁な行為をしないこと。
- (4) 携帯電話等は電源を切るかマナーモードに設定し、通話に使用しないこと。
- (5) 写真撮影、録画及び録音をしないこと。ただし、区長の許可を得た場合は、 この限りでない。
- (6) 各号に定めるもののほか、会議場の秩序を乱し又は会議の妨害となるような 行為をしないこと。

(会議の秩序維持)

- 第6条 傍聴者は、会場においては、区役所の指示に従わなければならない。
- 2 傍聴者が前条の規定に違反したときは、これを注意し、従わないときは、その者を退場させることができる。

(雑則)

第7条 この要領に定めのない事項については、区長が別途定める。

附則

この要領は、令和3年10月26日から施行する。